

天明五年遊泉寺村鑑帳（埴田村半助跡組村鑑帳）

（書き下し文）

御印草高

徳橋ノ郷

一貳百九拾五石

遊泉寺村

内

七拾五石

元禄七年御検地引高

草高残而

貳百貳拾石

當時有草高

内

御定免四ツ三步

御収（納欠丸）米小松御蔵入

百五拾五石四斗貳升九合

御田地高

石盛三百步壹反

壹石七斗代

此反別

壹反代米

六拾四石五斗七升壹合ノ畠居屋敷高

此反別

貳拾軒

百姓

一貳拾三軒

家数内壹軒

頭振

貳軒

孀

男三拾五人

拾五歳以上

五拾九人男

同拾八人

當歳以上

一百拾人内

人数

女四拾人

拾五歳以上

五拾壹人女

同六人

当歳以上

内

男女拾壹人

六拾歳以上

貳人男 他所江奉公ニ罷出居申候

三人女 右同断

一八疋

牡馬但不残用馬

一此村山方ニ御座候濱手江者三里程安宅水戸口江者

三里程御座候男稼農業之外石切仕申候當村領

山ニ而石切場拵品々石切出シ申候而小松町石屋共江

賣申候女冬稼ハ木綿仕申候

一御田地高之内拾壹石五斗兩毛作畠高之内拾五石

兩毛作麦菜種麻粟稗黍大豆小豆大角豆綿

蕎麦いも作り申候大根ハ畠高之内貳石五斗一作二仕申候

一御田地用水懸リ鶴川村領山清水流當村領之内ニ而

堰三ヶ所仕領中養申候元来谷間浅ク小川ニ而少之

照ニ茂水不足仕早損ニ相成申候

一田畠養者草屎土尿油粕灰用申候油粕者小松

商人方買請申候

一村領用水取入江長百五拾間幅五尺之場所毎年

百姓自普請ニ江堀仕申候

一三ヶ所 村領用水堰

内

壹ヶ所 堰 但長四間三尺高サ貳尺

壹ヶ所 同 但長拾四間高サ四尺

壹ヶ所 同 但長五間高サ六尺

右用水堰三ヶ所村方百姓自普請ニ仕申候

一 壺ヶ所 懸渡橋 但長五間幅五尺

右橋村方百姓自普請ニ仕申候

一 者(は)さ場無御座ニ付農業道脇畦等ニ仕申候

一 三ヶ所 内 百姓永持山

壺ヶ所 字金山谷深サ拾丁程幅壺丁拾五間

程此山不殘柴抄山ニ御座候

壺ヶ所 字一ノ谷深サ壺丁三拾間程

幅式拾間程但右同断

壺ヶ所 字二ノ谷深サ壺丁程幅三拾五間

程但右同断

右山之内ニ而草苅申ニ付外ニ草苅場無御座候

一 壺ヶ所 宮 山王 御田畠之外地面松雜木林

一 壺ヶ所 火葬場墓所 御田畠之外地面松林

金沢江 八里五丁程

小松御蔵所江 式里

安宅御蔵所江 三里

寺井御蔵所江 壺里拾丁程

本吉御蔵所江 式里

江沼郡御領境 式里三拾丁程

一 壺ヶ所 銅山

但此山之儀弘森山与(と)唱申候安永四年ニ奉願上

銅山稼仕申候所其後出方宜敷御座候ニ付年々

御運上銀指上當時相稼申候

南ノ方中村領境

一 當村方隣村 東ノ方鶴川村領境

西ノ方埴田村領境

北ノ方立明寺村領境

御年貢物并諸上物

一 百五石壺斗九升五合 定納口米御収納米高

小松御蔵入

一 百三拾式匁四分四厘 春秋夫銀御土(蔵欠之)納

一 六拾八匁式分 御郡打銀

但草百石ニ付三拾壺匁懸リ去辰ノ年方壺匁懸リ減シ

一 式拾式匁 用水打銀

但草高百石ニ付拾匁懸去辰ノ年方式匁式分懸減シ

定小物成銀

一 四百五拾式匁 山役銀

散小物成銀

一 四拾三匁六分五厘 七木御運上銀

出来物

一 壺石五斗 菜種

但小松町油屋共ニ賣申候

一 五石 小麦

但何方江茂賣不申候

一 拾石 大麦

但右同断

一五石 大豆

但右同断

一三石 小豆

但右同断

一六貫目 芋

但右同断

一八石 蕎麦

但右同断

一貳石 大角豆

但何方江茂賣出シ不申候

一六拾本 切石筒

但小松町石屋共ニ賣申候

一千百枚 板石

但右同断

一千貳百本 土臺石

但右同断

一貳貫五百目 綿

但何方江茂賣出シ不申候

一拾疋 木綿

但右手作残ニ而仕小松町ニ而賣申候

一壹貫目 春夏兩度蝋糸

但小松町ニ而賣申候

村諸入用

一三石五斗 肝煎給米

一七斗 歛手米十村八郎兵衛方江渡ス

但拾五歳方六拾歳迄三拾五人

分老入ニ付式升宛

一壹石五斗 村小走手間

村入用米

一四百日 〆五石七斗

内 村方諸入用銀

百五拾目 用水堰并橋繕リ入用銀

七匁 村方物宿入用銀

貳百四拾三匁 村方年中品々入用銀

右私共在所御高御免相諸上納物其外村方入用品々
出来物等委細書上申通相違無御座候以上

天明五年

遊泉寺村肝煎

伊兵衛

組合頭

九郎右衛門

同

喜兵衛

惣代百姓

善右衛門

若杵村

八郎兵衛殿

(読み)

ごいんくさだか
ひとつにひやくきゅうじゅうごこく
とくはしのごう
ゆうせんじむら
うち

ななじゅうごこく
げんろくしちねんおんけんちひきだか
くさだかのこりて
にひやくにじゅうごこく
とうじありくさだか
うち

おんじょうめんよつさんぶごしゅう(のう)まいこまつおくらいり
ひやくごじゅうごこくよんとうにしょうきゅうごう おんでんちだか
こくもりさんびやくぶいったん
いっこくななとうだい
このたんべつ
いっただいまい
ろくじゅうよんこくごとうななしょういちごう はたいやしきだか
このたんべつ

ひとつにじゅうさんけん いえかずうち
にじゅうけん ひやくしょう
いっけん あたまぶり
にけん やもめ

ひとつひやくじゅうにんうち
ごじゅうきゅうにんおとこ
ごじゅういちにんおんな
にんずう

おとこさんじゅうごにん じゅうごさいいじょう
どうじゅうはちにん とうさいいじょう
おんなよんじゅうにん じゅうごさいいじょう
どうろくにん とうさいいじょう
だんじょじゅういちにん ろくじゅうさいいじょう
うち

ふたりおとこ たしよへほうこうにまかりでおりもうしそろう
さんにんおんな みぎどうだん
ひとつはつびき おすうまただしのこらずようば

ひとつこのむらやまかたにごぎそろうはまてへはさんりほどあたかみとくちへは
さんりほどごぎそろうおとこかせぎのうぎょうのほかいしきりつかまつりもうしそろうとうそんり
よう

やまにていしきりばこしらえしなないしきりだしもうしそろうてこまつまちいしやどもへ
うりもうしそろうおんなふゆかせぎはもめんつかまつりもうしそろう
ひとつおんでんちだかのうちじゅういっこくごとうりようもうさくはただかのうちじゅうごこく
りようもうさくむぎなたねあさあわひえきびだはずあずきささげわた

そばいもづくりもうしそろうだいこんははただかのうちにくごごとういっさくにつかまつりもうし
そろう
ひとつおんでんちようすいかかりうかわむらりようやまきよみずながれとうそんりようのうちにて
せきさんかしょうつかまつりりょうちゅうやしないうしそろうがんにたまあさくおがわにてすこ
しの

てるにもみずぶそくつかまつりかんそんにあいなりもうしそろう
ひとつでんばたやしなはいくさくそつちくそあぶらかすはいもちいもうしそろうあぶらかすはこまつ
しょうにんよりかいけもうしそろう
ひとつそんりようすいとりいれえ(江川)ながさひやくごじゅうけんははごしゃくのばしよまいとし
ひやくしょうじふしんにえ(江川)ほりつかまつりもうしそろう
ひとつさんかしょ そんりようすいせき

うち

いっかしよ せき ただしながさよんけんさんじゃくたかさにしゃく
いっかしよ どう ただしながさじゅうよんけんたかさよんしゃく

いっかしよ どう ただしながさごけんたかさろくにん

みぎようすいせきさんかしよむらかたひやくしょうじふしんにつかまつりもうしそろう

ひとついっかしよ かけわたしはしただしながさごけんはばごしやく

みぎはしむらかたひやくしょうじふしんにつかまつりもうしそろう

ひとつはさばごぎなくそろうにつきのうぎようみちわきあぜなどにつかまつりもうしそろう

ひとつさんかしよ ひやくしょうえいもちやま
うち

いっかしよ

あざかねやまたにふかさじゅつちようほどはばいっちようじゅうごけん

ほどこのやまのこらずしばほへ(杪||小枝)やまにごぎそろう

いっかしよ

あざいちのたにふかさいつちようさんじゅつけんほど

はばにじゅつけんほどただしみぎどうだん

いっかしよ

あざにのたにふかさいっちようほどはばさんじゅうごけん

ほどただしみぎどうだん

みぎやまのうちにてくさかりもうすにつきほかにくさかりばごぎなくそろう

ひとついっかしよ みやさんのう おんでんばたのほかじめんまつぞうきばやし

ひとついっかしよ かそうばほしよ おんでんばたのほかじめんまつばやし

ひとつとうそんよりどころどころどうてい

かなざわへ はちりごちようほど

こまつおくらしよへにり

あたかおくらしよへさんり

てらいおくらしよへいちりじゅつちようほど

もとよしおくらしよへにり

えぬまぐんおんりようざかいへにりさんじゅつちようほど

ひとついっかしよ どうざん

ただしこのやまのぎこうもりやまととなえもうしそろうあんえいよねんにねがいあげたてまつり

どうざんかせぎつかまつりもうしそろうところそのごでかたよろしくごぎそろうにつきねんねん

おんうんじようぎんさしあげとうじあいかせぎもうしそろう

ひとつとうむらよりとなりむら

みなみのほうなかむらりようざかい

ひがしのほううかわむらりようざかい

にしのほうはねだむらりようざかい

きたのほうりゅうみようじりようざかい

おんねんぐものならびにしよじようもつ

ひとつひやくごくくいつとうきゅうしょうごごう

じようのうくちまいごしゅうのうまたか

こまつおくらいり

ひとつひやくさんじゅうにもんめよんぶよんりん しゅんじゅうぶぎんおんど(ぞう)のう

ひとつろくじゅうはちもんめにぶ おごりうちぎん

ただしくさひやくつくにつきさんじゅういちもんめかかりさるたつとしよりいちもんめかかりげんじ

ひとつにじゅうにもんめ ようすいうちぎん

ただしくさだかひやくつくにつきじゅうもんめかかりさるたつとしよりもんめにぶかかりげんじ

じようこのなりぎん

ひとつよんひやくごじゅうにもんめ やまやくぎん

ちりこもなりぎん

ひとつよんじゅうさんもんめろくぶごりん しちぼくおんうんじようぎん

しゅつたいもの

ひとついっくごくごとう なたね

ただしこまつまちはぶらやどもにうりもうしそろう

ひとつごく こむぎ
ただしみぎかたへもうりもうさずそうろう
ひとつじゅっごく おおむぎ
ただしみぎどうだん
ひとつごく だいず
ただしみぎどうだん
ひとつさんごく あずき
ただしみぎどうだん
ひとつろっかんめ お
ただしみぎどうだん
ひとつはっごく そば
ただしみぎどうだん
ひとつにく ささげ
ただしみぎかたへもうりだしもうさずそうろう
ひとつろくじゅっぼん きりいしづつ
ただしこまつまちいしやどもへうりもうしそうろう
ひとつせんひやくまい いたいし
ただしみぎどうだん
ひとつせんにひゃっぼん どだいいし
ただしみぎどうだん
ひとつにかんごひやくめ わた
ただしみぎかたへもうりだしもうさずそうろう
ひとつじゅっぴき もめん
ただしみぎてさくわたにてつかまつりこまつまちにてうりもうしそうろう
ひとついつかんめ はるなつりようどさんし
ただしこまつまちにてうりもうしそうろう

むらしよにゆうよう
ひとつさんごくごとう きもいりきゆうまい
ひとつななとう
くわてまいとむらはちろうべえかたへわたす
ただしじゆうごさいよりろくじゅっさいまでさんじゆうごにん
ぶんひとりにつきにしようあて
ひとついつごくごとう むらこぼしりてま
むらにゆうようまい
しめごくくななとう
ひとつよんひやくめ むらかたしよにゆうようぎん
うち
ひやくごじゆうめ ようすいせきならびにはしつづくりにゆうようぎん
ななもんめ むらかたものやどにゆうようぎん
にひやくよんじゆうさんもんめ むらかたねんじゆうしなじなにゆうようぎん
みぎわたしどもざいしよおんたかおんめんそうしよじょうのうものそのほかむらかたにゆうようしなじ
な
しゅったいものなどいさいかきあげもうすとおりそういごぎなくそうろういじょう

てんめいごねん(一七八五)
ゆうせんじむらきもいり
いへえ
くみあいがしら
くろううえもん
どう
きへえ
そうだいひやくしろう
ぜんうえもん
わかすぎむら
はちろうべえどの

天明五年遊泉寺村鑑帳(埴田村半助跡組村鑑帳)

(解説)

今という村勢要覧を、江戸期では、「**村鑑**(むらかがみ)帳・「**巨細**(こさい)帳・「**村明細帳**」と言っていた。小松市立博物館が所蔵する村鑑帳には、埴田村半助が統括する二十二ヶ村の村の様子が記載されている。埴田半助組二十二ヶ村は後に徳橋組となり、その後、天保十二年(一八四二)には三十四ヶ村にまで増え、大型化した。当時は村の入れ替えもあるが、その基準は不明。今回は、天明五年の遊泉寺村を取り上げた。村の組織はトップが**肝煎**一人。次に**組合頭**で数人。村によって人数が違う。その下に**百姓惣代**。この肝煎、組合頭、百姓惣代をまとめて**村方三役**、**地方**(じかた)**三役**という。この三役の下に**五人組**。凡そ五人一組で組をつくる)がいる。この村が二十ヶ村(組)集めて統括するのが**十村**(とむら)。十村の組名は最初は十村の名前を取って埴田半助組というように呼んでいたが、十村制が廃止されると、地域名を付した徳橋組などと呼ばれた。この文書での十村は若杉村八郎兵衛。埴田村半助はその前の十村。

(用語解説)

御印…寛政十年に出された村御印を指す。藩主の印(丸に「満」)を御印と言ひ、この印が押されていることからこの名がある。寛文十年の村御印は、新京柵によって決められた税率が記載され、この税率は明治になるまで続いた。遊泉寺村の税率は四ツ三歩、草高の四十三%。

草高…米の生産高。田地ばかりでなく、畠・屋敷全てを草高に入れ、換算して税率を決めた。

蔵入(くらいり)…武士の中の家臣は給人とも言い、給料(≡米)をもらって生活した。町・村から収穫した米は、蔵宿に入る米と町・村に置かれる米とがあり、武士の給料は蔵宿の入った米から出された。この米のことを**物成**(ものなり)と言う。

頭振(あたまふり)…土地を持たない百姓。加賀藩での呼び名。他藩では水呑(みずのみ)百姓と言う。

孀(やもめ)…主人を亡くされた女性。

當(当)歳(とうさい)…その年に生まれた子供。

杪(ほへ)…こずえ。木の先。

匁・目(もんめ)…米以外の雑税を**小物成**(こものなり)と言ひ、加賀藩は銀で納めた。銀の単位が匁・目で、どちらも同じ単位だが、計算して端数が出た場合は「匁」を使い、切りの良い数字の場合は「目」を使った。定納口米は草高二二〇石×四ツ三歩(四三%)≡九四六石。春秋夫銀は定納口米一〇〇石に付き一四〇目の銀を納めるので、遊泉寺村の場合は九四六石×一、四一三二四歩四厘の夫銀を納めることになる。ちなみに小松御蔵入する定納口米は九四六石×一、一一二一〇五石一斗九升五号の計算式で出る。

七木の制…加賀藩では、杉やヒノキ、ケヤキなど、重要な七種の樹木を保護するため、伐採を禁止した。

この七木の保全のための**山廻役**(やままわりやく)を百姓が務めた。

鍬手米…十村役料のこと。この文書での十村は若杉村八郎兵衛。